

# 中央労基協 Report

令和8年1月



## 新年のご挨拶

(公社) 東基連

中央労働基準協会支部長 三好 忠滿



新年あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、謹んでお慶び申し上げます。

会員の皆様には、旧年中は当協会支部の事業運営にあたり、格別のご支援、ご協力を賜わり、厚く御礼申しあげます。

昨年の世界及び国内の情勢を振り返ると、ウクライナ戦争、中国経済の低迷と過剰輸出、アメリカの自国優先主義等の継続により、極めて不透明で不確実な状況にあり、引き続き、変化や動向をしっかりと注視する必要があります

国内では、自民・維新連立政権の誕生があり、様々な新たな動きが表面化しております。また、景気については「緩やかに回復している」と内閣府月例報告で示され、人手不足の状況が継続しているとされています。

労働基準の分野においては、昨年5月に労働安全衛生法等が改正公布されました。

公布後3年以内の施行が定められた「50人未満事業場におけるストレスチェックの義務化」など、その施行に向け「小規模事業場向けのマニュアル」の検討など準備が進められております。

昨年4月、10月に「改正育児介護休業法」の施行が始まり、育児介護への支援が拡充されました。

なお、昨年、発表された「労働基準法関係法制研究会報告」に沿って、厚生労働省内では、労働基準法改正に向けた検討も進められております。

当協会支部は、このような状況のなか、本年も中央労働基準監督署様をはじめとする関係機関等のご指導、ご支援を頂きながら、時代の変化に対応した必要な情報のタイムリーな提供や、講演会、セミナーの開催などにより会員の皆様を支えて参ります。

また、東基連本部、各協会支部との一層の連携を図りながら、会員の皆様のご要望に沿った事業運営に努めてまいる所存でございます。

結びに、会員企業の皆様のますますのご発展と、働く人々が安心して働く職場づくりがなされますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

発行所//公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部

発行人//古賀睦之

編集人//古川内和好

〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

\* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です。



# 新年のご挨拶

(中央労働基準監督署における取組について)

中央労働基準監督署長 白浜 弘幸



令和8年の新年を迎え、謹んでお慶びを申し上げます

東基連中央労働基準協会支部並びに会員の皆様には、日頃より、労働基準行政について、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当署では、令和7年度当初、「働き方改革」関連の情勢や労働災害発生状況等を踏まえ、

- ① 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- ② 中小企業等に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策
- ③ 最低賃金の履行確保及び業務改善助成金等の利用勧奨
- ④ 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進
- ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑥ 労災保険給付の迅速・公正な処理

の6項目を重点課題と定めましたので、これまでの取組状況についてご説明します。

重点課題①に関し、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場について、全数監督達成に向けて、順次監督を実施しています。

重点課題②に関し、令和6年度から36協定の上限規制が適用された建設業、運送業(自動車運転者)、医療業(医師)を中心に、監督署主催による集団指導や各種事業主団体を通じて、同上限規制を含む一般労働条件について継続的な周知活動を実施しました。

また、中小事業主等に個別に訪問し、一般労働条件の確保・改善に向けた懇切丁寧な支援に取り組んできました。

重点課題③に関し、監督指導等においては、必ず最低賃金額を確認し、必要な指導を行うほか、あらゆる機会を捉えて、助成金等の周知を図ってきました。

また、令和7年10月3日付で東京都最低賃金が改定されたことを受けて、積極的に周知活動を行うほか、今後、最低賃金履行確保のための監督指導を実施する予定としています。

重点課題④に関し、災害増加業種への労働災害防止に関する要請、建設現場への一斉監督等、労働災害防止に向けた様々な取組を実施しました。

重点課題⑤に関し、化学物質を使用する事業場に対する監督指導等を行うほか、石綿が使用されている建築物等の解体作業における暴露防止対策について、説明会等のあらゆる機会を通じて周知を行うとともに、石綿暴露防止対策を行わず、建築物の解体を行った事案を把握した場合には、速やかに調査を実施し、必要な指導を行いました。

重点課題⑥に関し、特に、急増する精神疾患に係る請求に対し、署内の業務処理体制の見直しや業務処理方法の改善等を実施し、課題の達成に努めてきました。

本年度も残すところ3か月を切りましたが、各重点課題の達成に向けて、各種取組を鋭意継続して参りますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、貴協会支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念致しまして、新年の挨拶とさせて頂きます。

## 中央労働基準監督署からのお知らせ

### 令和7年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間について

令和7年の東京労働局管内の死亡災害については、令和7年11月末日現在で31人であり、前年同期と比べ2人の増加、建設業については14人と前年同期と比べ3人の増加なっており、労働災害が増加傾向にあります。さらに、中央労働基準監督署管内の死亡災害については、同じく令和7年11月末日現在で5人であり、前年同期と比べ4人の大幅増加となつておる、憂慮すべき事態となつています。

このような状況の中、労働災害の増加のおそれのある年末年始の時期の労働災害防止のため、東京労働局では、年末年始 SafeWork 推進強調期間を令和8年1月末日まで実施中です。下記リーフレットをご覧いただき、各事業場での取り組み・協力をお願ひいたします。

令和7年度

## 年末・年始セーフ Safe Work ワーカー 推進強調期間

年末年始における死亡災害の撲滅を目指し、各種取組を実施します！

期間 令和7年12月1日(月)～令和8年1月31日(土)

安全衛生管理活動の「4K」の徹底をお願いします！

Ketui  
決意表明



Kanri  
Kasselka  
管理活性化



Kousyo  
高意識



Kyouiku 教育強化

※ 死亡災害では、建設業が最多(令和7年9月末日現在 11人)。

全業種 27人の約4割。)であることから、集中的な建設現場の指導を実施します。

#### ～皆様へのお願い～

- ①年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ②事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③各関係団体幹部、各事業場の経営トップによるパトロールの実施
- ④安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑤墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑥各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩上記に加え、建設業については関係請負人等に対しても上記取組の徹底
- ⑪その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組

(2025.11)



東京労働局・労働基準監督署

# 電離放射線障害防止規則等の改正について

電離放射線障害防止規則等が改正され、エックス線装置の安全対策の強化とエックス線装置・ガンマ線照射装置を扱う業務の特別教育の拡充が図られます。特別教育の拡充については令和8年4月1日施行となっていますので、ご確認・ご準備のほどよろしくお願ひします。

## 特別教育の対象業務を拡大します 電離放射線障害防止規則等の改正

厚生労働省は「労働安全衛生規則」(以下「安衛則」)、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」と「透過写真撮影業務特別教育規程」(以下「特別教育規程」)を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

改正に伴い、工業用の特定エックス線装置について自動警報装置および安全装置の設置が義務化等されるほか、特別教育の実施対象となる業務が拡大されます(※)。

主な改正内容は以下の通りです。

※改正省令の内容は  
[こちら](#)



令和8年4月1日施行

### 電離則第52条の5、特別教育規程 特別教育の実施対象業務の拡大

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は対象業務が「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体に拡大しました。

ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線またはガンマ線の照射中に労働者の身体の全部または一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置(いわゆるボックス型の装置)を使用する業務は対象に含まれません。

- なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛則第37条の規定により、重複する科目を省略できます。

### エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育規程

科目	範囲	時間
エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識	作業の手順、電離放射線の測定、被ばく防止の方法、事故時の措置	1.5h
エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	エックス線装置を取り扱う業務を行う者にあっては、次に掲げるもの エックス線装置の原理、エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能、エックス線装置の操作及び点検	1.5h
	ガンマ線照射装置を取り扱う業務を行う者にあっては、次に掲げるもの ガンマ線照射装置の種類及び型式、線源容器の構造及び機能、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能、放射線源の構造及び放射性物質の性質、ガンマ線照射装置の操作及び点検	1.5h
電離放射線の生体に与える影響	電離放射線の種類及び性質、電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	0.5h
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	1.0h

※下線部は、特別教育規程において改正により変更される箇所



# 転倒災害を防ぎましょう

積雪や凍結による

## 1 気象情報の活用によるリスク低減の実施

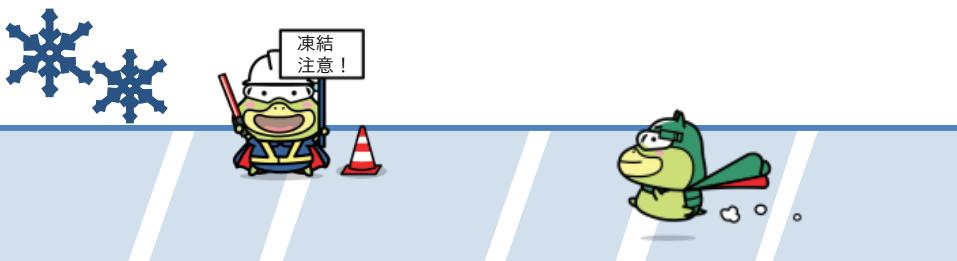
- 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

## 2 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

- 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
- 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
- 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

## 3 働く高齢者の特性に配慮した転倒災害防止対策

- エイジフレンドリーガイドラインに基づき、働く高齢者の特性に配慮した対策を実施



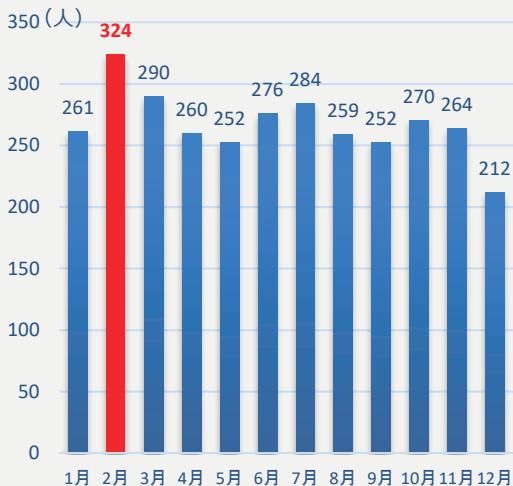
ダウンロード  
はこちらから

東京労働局 労働基準監督署  
～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～



# 都内の積雪・凍結による転倒災害の発生状況

□ 令和6年2月5日から6日にかけて関東甲信地方の広い範囲で大雪となり、東京都（千代田区北の丸公園）で積雪8cmを記録し、**積雪・凍結が原因と思われる転倒災害が大幅に増加しました。**



令和6年 月別転倒災害発生状況  
(東京、休業4日以上)



令和6年（1月～2月）日別転倒災害発生状況  
(東京、休業4日以上)

出典：労働者死傷病報告（東京、休業4日以上）

- 令和6年の転倒災害は、**2月が最も多く、積雪のあった2月5日は1年で最も多い日**に、次いで**2月6日、2月7日**の順に多くなっています。
- 雪が解け始めたら、**路面凍結の可能性が高く**、屋外の移動・作業は、特に注意が必要です。

## エイジフレンドリーガイドライン



□ 働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう

### 1 安全衛生管理体制の確立

- ・経営トップによる方針表明と体制整備
- ・高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

### 2 職場環境の改善

- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- ・高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- ・健康状況の把握
- ・体力の状況の把握

### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置

### 5 安全衛生教育

- ・高年齢労働者、管理監督者等に対する教育



#### 転びの予防 体力チェック



#### ロコチェック



#### 転倒等リスク評価セルフチェック票



## その他の転倒災害防止対策

### 東京労働局HP「転倒防止対策」



東京労働局 転倒

検索



### 転倒防止対策をたしかめよう！



労働基準局広報キャラクター  
「たしかめん」

### 転倒や怪我をしにくい身体づくり

#### いきいき健康体操



目のセルフチェックと  
眼科検診の受診



## 労災保険給付に関するQ&A

- Q1 被災労働者は、災害発生当日の前日から雪模様の天候となったため、翌朝には積雪や路面の凍結があると考え、自動車による出勤ができなくなる可能性があると判断し、所定の始業時刻翌日の午前8時より8時間早い当日の午前零時頃に車で自宅を出発した。  
事業場に向かう途中、通常の通勤経路上において対向車と接触事故をおこし重傷を負った。  
なお、通常、通勤に要する時間はマイカーで1時間程度であった。  
※事業主からの指示があったものではない。

- A1 本件の場合、通常の出勤時刻より8時間早く住居を出発したのは、路面凍結によりマイカー通勤が出来なくなることを予想したためであるが、所定の始業時刻までの間に業務に従事するという事業主の指示もなかったことから、被災労働者は当該事業場の宿直室で所定の始業時刻まで就寝するために8時間早く出発したと判断される。  
すなわち、本件の場合、業務に就くために通勤を行ったものではなく、むしろ、一時的に変更した就寝の場所へ向かったものであり、また、所定の始業時刻と著しくかけ離れた時刻に出勤することは、社会通念上、就業と関連性が失われるものと認められる。  
したがって、本件災害は通勤災害と認められない。

※通勤災害の認定上問題となった例として、就業開始前に労働組合の集合に参加するため、通常の出勤時刻より約1時間30分早く会社へ向かった労働者の場合に、就業との関連性があると認められた事案がある。

### 【就業に関し】

通勤は、労働者が「就業に関し」①住居と就業の場所との間の往復、②就業の場所から第二の就業の場所への移動、③赴任先住居と帰省先住居との間の移動をいうのであるが、この「就業に関し」とは、これらの移動行為が業務に就くため又は業務を終えたことにより行われるものであることを必要とする旨を示すものである。

(ただし、③については、業務に従事した当日又はその翌日に行こなわれた場合は、就業との関連性が認められる。)

通勤と認められるためには、これらの移動行為が業務と密接な関連をもって行われることが必要とされる。

まず、労働者が、被災当日において業務に従事することになっていたか否か、又は現実に業務に従事したか否かが、問題となる。

この場合、所定の就業日に所定の就業場所で所定の作業を行うことが業務であることはいうまでもないが、事業主の命令によって物品を届けに行く場合にも、これが業務となる。

また、このような本来の業務でなくとも、全従業員について参加が命じられ、これに参加すると出勤扱いとされるような会社主催の運動会等の行事に参加する場合等は業務と認められる。さらに、事業主の命を受けて、得意先を接待し、あるいは、得意先との打ち合わせに参加する場合も、業務となる。

逆に、このような事情のない場合、例えば、休日に会社のテニスコートなどの運動施設を利用しに行く場合はもとより、会社主催ではあるが、参加するか否かが労働者の任意とされているような運動会等の行事に参加する場合には、業務とならない。

※ 詳しいことは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

# 令和7・8年度講習カレンダー【令和7年1月～令和8年4月】

講習申込は3か月前の1日からできます

HPトップページ



	講習名 月	1月	2月	3月	令和8年 4月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習			4(水) ～ 6(金)	22(水) ～ 24(金)
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	28(木) ～ 29(木)			
	石綿作業主任者技能講習			11(水) ～ 12(木)	
法定講習等	安全管理者選任時研修	22(木) ～ 23(金)			
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)		4(水)		
	雇入れ時の安全衛生教育				8(水) 14(火) 15(水)
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】		17(火) ～ 19(木)		
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】		17(火) ～ 18(水)		
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】		19(木)		
人事労務講習等	実務講座 労働基準法等実務講座【2回セット】		2025年の 法改正に対応!!		
	育児介護休業等実務講座【2回セット】	21(木) ～ 27(火)		無料講習!!	
	女性活躍推進セミナー		13(金) 会場:日比谷コンベンションホール		

★講座は【2回セット】で申し込むと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。

※会員とは、東基連本部・支部（中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部）会員をいいます。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要な為お早めにご相談下さい】

2025/12/15現在

\*\*\*\*\*

## 謹賀新年

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部 職員一同

あけましておめでとうございます。

旧年中は多大なるご支援・ご協力を賜りましたこと、  
深く感謝申し上げます。

本年も職員一同更なるサービス向上に努めてまいり  
ますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう  
お願い申し上げます。

事務局長

古賀 瞳之

事務局次長

古川内 和好

総務会計課長

田口 幸子

講習課長

立田 聰子

庶務係長

大塚 美代

講習課主任

松井 憲一



HAPPY NEW YEAR